

2023年12月1日

適格請求書等保存方式(インボイス制度)への 当組合の対応について

2023年10月1日より、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の開始に伴い、同制度への当組合の対応についてご案内いたします。

なお、今後、対応方法を変更させていただく場合には、本ホームページ等にてお知らせいたします。

当組合の適格請求書発行事業者登録番号
T9200005000982

◆窓口や訪問でお支払いいただく手数料について

営業店窓口や営業担当者に各種手数料(振込手数料等)をお支払いいただく場合には、インボイス制度の要件を満たした領収書等を交付いたします。

◆既存口座振替(預金口座からの自動引落し)によりお支払いいただく手数料について

法人または個人事業主のお客さまに対し、「インボイス制度の開始に伴う登録番号および消費税額等のご通知」(以下、「ご通知」といいます。)をお渡ししています。「ご通知」とお客さまのお通帳等を保管いただくことで、インボイス制度の要件を満たします。営業店窓口または営業担当者にお申し出ください。

◆ATMのご利用に関する手数料

ATMにおけるお取引については、適格請求書の交付義務が免除される「自動販売機特例」の対象となりますので、インボイスの発行はしていません。